住所・郵便物送付先　変更の届出書

私宛ての破産者弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所の破産手続に関する郵便物は、下記の「変更後の住所 または 郵便物送付先」あてに郵送してください。

※太枠内をご記入ください。

記入日	年　　月　　日

依頼者	委任時の住所		印
	氏名 （商号/代表者）		
	生年月日	和暦　M ・ T ・ S　　年　　月　　日	
	変更後の 住所 または 郵便物送付先	いずれかにチェック（☑）を入れてください。 ☐ 転居等により、委任時の住所から以下の住所に変更になった。 ☐ 委任時の住所に変更はないが、郵便物は以下の送付先に送ってほしい。 〒（　　－　　）※局留めはご利用いただけません。 都・道・府・県	
	電話番号	自宅・携帯　　－　　－	
本人確認書類	☐　運転免許証の写し　　☐　健康保険証の写し　　☐　パスポートの写し ☐　その他（内容　　）		

破産者弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所　破産管財人　岩崎　晃　宛

ご依頼は FAX または郵送にてお願いいたします。本人確認書類を忘れずに添付してください。

FAX 送信先：03-6280-3059
郵送先：〒104-0032
東京都中央区八丁堀 4 丁目 1 番 3 号
宝町 TATSUMI ビル 5 階
東京ミネルヴァ法律事務所　破産管財人室　行

・ この書式は、破産者弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所に委任されていた方が、住所または郵便物の送付先の変更を届け出るときに用いる書式です。届け出のタイミングによっては、届出前の旧住所に送られることがありますのでご了承ください。